

〔委託業務の内容〕

1. 工 事 名 _____
2. 排出場所 _____
3. 委託期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
4. 積替・保管の有無（有・無） （積替・保管の場所） _____
- 1）安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否（許・否）
- 2）安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うこと
の許・否（許・否）

積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類

積替えのための保管上限 m, m^3 (どちらかを○で囲む)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容
施設の名称・所在地 (株)佐藤興産 ①盛岡市手代森18-2-2 ②盛岡市乙部5-320-1

廃棄物の種類		契 約 単 価		予 定 数 量 (c)	処分会社の許可内容		
		収集運搬 (a)	処分 (b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら		円/t	2,800 円/t	t	破 砕	許可証の通り	上記①、②の記載の通り
アスファルト・ コンクリートがら		円/t	2,800 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
木くず (解体材、木の枝・幹)		円/t	17,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
木くず (木 の 根)		円/t	21,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
廃 石 膏 ボ ー ド		円/t	39,000 円/t	t	破 砕・ 破砕分別	同 上	同 上
ガラスくず・コンクリート くず 及 び 陶 磁 器 く ず		円/t	60,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず(断熱材)		円/t	100,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず(ガラス類)		円/t	65,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
廃プラスチック類		円/t	70,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
廃プラスチック類 (塩 ビ 類)		円/t	100,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
廃プラスチック類 (発 泡 類)		円/t	170,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
金 属 く ず		円/t	6,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
紙 く ず		円/t	40,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
織 維 く ず		円/t	100,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
が れ き 類 (レンガ、瓦)		円/t	30,000 円/t	t	破 砕	同 上	同 上
廃プラスチック類		円/t	円/t	t	埋 立	26,775m³	㈱佐藤興産 盛岡市大ヶ生8地割1番1
金 属 く ず		円/t	円/t	t	埋 立	26,775m³	同 上
が れ き 類		円/t	円/t	t	埋 立	26,775m³	同 上
石綿含有廃棄物 その他	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/t	円/t	t	埋 立	m³ t,m³/日	同 上
	廃プラスチック類	円/t	円/t	t	埋 立	m³ t,m³/日	同 上
	そ の 他 ()	円/t	円/t	t	埋 立	m³ t,m³/日	同 上
	そ の 他	円/t	円/t	t	()	m³ t,m³/日	
合 計 予 定 数 量		0 (t)		必要な情報(性状及び荷姿等)			
合 計 予 定 金 額		収 集 運 搬 (a) × (c) 0 円	処 分 (b) × (c) 0 円	性状：固形状、荷姿：バラ、tパック、2m³カゴ等 分別して排出すること 性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する			
事 前 協 議 の 要 否		要 ・ (否)					

[丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)]

I.丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	
11041019741	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり			
再生品目	再生路盤材	木材チップ	石 膏	金 属	
売却先等	建設業者	ブルーベリー協会等	リサイクル石灰販売	盛岡産資源(株)	

Ⅱ.丙からの再生（委託）先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備 考
廃プラスチック類	00320007084	太平洋セメント(株)	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	焼 却	241t / 日	セメント原料
紙くず	00320007084	太平洋セメント(株)	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	焼 却	16,000t/日	セメント原料
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	00320007084	太平洋セメント(株)	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	焼 却	16,000t/日	セメント原料
繊維くず	00320007084	太平洋セメント(株)	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	焼 却	16,000t/日	セメント原料
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	00329173183	(株)エコテックワールド岩手	岩手県二戸市仁左平字沖野71-3	破 砕	48t / 日	土壌改良材料

Ⅲ.丙からの最終処分（委託）先 安:安定型埋立処分場 管:管理型埋立処分場 遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備 考
	11041019741	大ヶ生最終処分場	岩手県盛岡市大ヶ生8地割1-1	安・管・遮	26,775m ³	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	00333033226	いわてクリーンセンター	岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113	安・管・遮	1,455,100m ³	
	00330121007	丸高商事株式会社	岩手県岩手郡雫石町西安庭第51地割字上九十九沢1番1	安・管・遮	53,656m ³	
	00331014755	㈱長内水源工業	岩手県滝沢市上中村1-4	安・管・遮	232,462m ³	
				安・管・遮	m ³	

IV.丙からの再中間処理（委託）先及びその後の最終処分（再生含む）場所

中間・最終 の区分	廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の 廃棄物
(中・終)	廃プラスチック類	00329146787	いわて県北クリーン(株)	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番地34及び48番57	焼却	87.9t/日	燃え殻
(中・終)	紙くず	00329146787	いわて県北クリーン(株)	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番地34及び48番57	焼却	87.9t/日	燃え殻
(中・終)	繊維くず	00329146787	いわて県北クリーン(株)	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番地34及び48番57	焼却	87.9t/日	燃え殻
(中・終)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	00329146787	いわて県北クリーン(株)	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番地34及び48番57	焼却	87.9t/日	燃え殻
中(終)	燃え殻	00333033226	いわてクリーンセンター	岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113	埋立	1,455,100m³	

＜収集運搬会社一覧表（複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入）＞

会 社 名	住 所	許可番号		許可内容																																					
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数																																				
印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。 <table border="0"> <tr> <td colspan="3">1号文書(収集運搬用)</td> <td colspan="3">2号文書(処分用)</td> </tr> <tr> <td>1万円 未満</td> <td>非課税</td> <td>1,000万円 以下 10,000円</td> <td>1万円 未満</td> <td>非課税</td> <td>1,000万円 以下 10,000円</td> </tr> <tr> <td>10万円 以下</td> <td>200円</td> <td>5,000万円 以下 20,000円</td> <td>100万円 以下</td> <td>200円</td> <td>5,000万円 以下 20,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円 以下</td> <td>400円</td> <td>1億円 以下 60,000円</td> <td>200万円 以下</td> <td>400円</td> <td>1億円 以下 60,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円 以下</td> <td>1,000円</td> <td>5億円 以下 100,000円</td> <td>300万円 以下</td> <td>1,000円</td> <td>5億円 以下 100,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円 以下</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td>500万円 以下</td> <td>2,000円</td> <td>(平成26年4月現在)</td> </tr> </table>						1号文書(収集運搬用)			2号文書(処分用)			1万円 未満	非課税	1,000万円 以下 10,000円	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下 10,000円	10万円 以下	200円	5,000万円 以下 20,000円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下 20,000円	50万円 以下	400円	1億円 以下 60,000円	200万円 以下	400円	1億円 以下 60,000円	100万円 以下	1,000円	5億円 以下 100,000円	300万円 以下	1,000円	5億円 以下 100,000円	500万円 以下	2,000円		500万円 以下	2,000円	(平成26年4月現在)
1号文書(収集運搬用)			2号文書(処分用)																																						
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下 10,000円	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下 10,000円																																				
10万円 以下	200円	5,000万円 以下 20,000円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下 20,000円																																				
50万円 以下	400円	1億円 以下 60,000円	200万円 以下	400円	1億円 以下 60,000円																																				
100万円 以下	1,000円	5億円 以下 100,000円	300万円 以下	1,000円	5億円 以下 100,000円																																				
500万円 以下	2,000円		500万円 以下	2,000円	(平成26年4月現在)																																				
協議事項 契約担当者 谷藤真一																																									

契約書記入上の留意事項等

- 1 収集運搬会社の許可車両台数とは、廃棄物の発生場所と処分場所の両方の地域に、共通して使用できる車両台数をいう。
- 2 委託業務の内容に記入する「予定数量」はあくまでも委託予定の数量であり、この予定の数量から産出された処理料金合計の金額が支払われるものではない。

建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第 1 条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

(1) 収集運搬 (乙) 及び処分 (丙) 業務に関する許可証等 (指定証その他) の写し

(2) 許可車両番号

(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第 2 条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。

2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第 3 条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

第 4 条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)

3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストB2票 (収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票) 又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第 5 条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。

2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。

3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第 6 条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。

2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 7 条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者の譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第 8 条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第 9 条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第 10 条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。

2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力 (暴力団等) である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

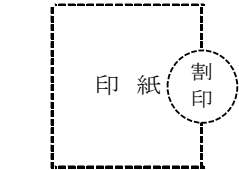
4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協 議)

第 11 条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

建設廃棄物処理委託契約書



※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、乙と丙もしくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する。

契約区分 (収集運搬用・処分用・**収集運搬及び処分用**)

事業者
(甲)

住所
名称
代表者

(以下甲という)

収集運搬会社
(乙)

住所
名称
代表者
許可番号 (発生場所) 00301019741 (処分場所) 11011019741
(都道府県・政令市 岩手県) (都道府県・政令市 盛岡市)
許可品目 (産業廃棄物) **がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、汚泥、その他 ()、
石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ()**
許可車両 () 台

処分会社
(丙)

住所
名称
代表者
代表取締役 佐藤 亮厚 (以下丙という)
許可番号 11041019741 (都道府県・政令市 盛岡市)
許可区分 **中間処理** 最終処分
許可品目 (産業廃棄物) **がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、
廃プラスチック類、木くず、廃石膏ボード、紙くず、繊維くず、ゴムくず、その他 ()、
石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ()**

◎それぞれ実線で結ぶ。

収集
運搬用

処分用

収集
運搬
処分用

印

印

印

印

印

印

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。) の収集運搬又は処分 (以下併せて「処理」という。) を廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。

2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款 (以下「約款」という。) の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。

3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。

1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト (紙並びに電子を含む。以下同じ) により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。

2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。

3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

4. 甲の乙又は丙に対する処理料金の支払時期及び方法は、次のとおりとする。

(1) 請求書締切日: 原則として 毎月 日

(2) 支払日: 翌月 日

(3) 支払方法: 現金 %、手形 %、振込、集金、郵送